

シルバー交通指導員制度実施要綱

(昭和 63 年 2 月 29 日交企第 127 号ほか)

高齢者の交通事故防止対策の一環として、高齢者相互の意識啓発を図るため、別添のとおり「シルバー交通指導員制度実施要綱」を制定し昭和 63 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に特段の配慮をされたい。

記

1 制定の趣旨

高齢化社会の進展に伴い、高齢者被害の交通事故が増加傾向にありこれらの事故内容をみると、高齢者側にも法令違反が多いという実態が認められる。

今後、この種事故の防止を図るためには、高齢者の特性に応じた交通安全教育を集中かつ継続的に実施し、高齢者が現在の交通環境の中で適応できるようにしていくことが極めて重要である。

こうしたことから、高齢者の交通指導員（以下「シルバー交通指導員」という。）を委嘱し、シルバー交通指導員による交通安全教育、街頭指導等、高齢者相互間の啓発により高齢者の交通安全意識の高揚を図ることを目的に本制度を制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 委嘱は、要綱の第 2 の規定により行うこととなるが、委嘱するシルバー交通指導員の人員は、別に定めるところによること。

また、委嘱に当たっては、本人に任務、心得等について説明し十分納得を得て委嘱すること。

(2) 任期は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までの 1 年間とするので、要綱の第 2 の規定により、あらかじめ適格者を選考し、委嘱状の交付を行うこと。

(3) シルバー交通指導員としての指導能力の向上を図るため、研修会を毎年 1 回以上開催し、高齢者の交通事故実態、歩行者の交通規則、自動車の速度と停止距離、歩行者の通行・横断誘導方法、自転車の安全な乗り方等シルバー交通指導員として必要な法令技能について教習するほか、積極的、かつ、時宜を得た資料の提供を行うこと。

(4) 街頭指導箇所（立哨箇所）については、高齢者の横断交通量等を考慮して決定するほか、現場にあった指導要領及び指導に当たっての注意すべき事項について、随時現地において個別に指導を行うこと。

(5) その他

ア 毎月 15 日の「高齢者の交通安全日」には、交通指導員等と連携して、一斉安全指導を行うこと。

イ 要綱第 4 に規定する活動区域内における安全施設等の点検及び交通安全講習会、各種行事等に伴う街頭指導等については、積極的な参加を求め、シルバー交通指導員としての安全知識、技能の習得について配慮すること。

別添

シルバー交通指導員制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、高齢者の交通事故防止を図るため、高齢者の交通指導員（以下「シルバー交通指導員」という。）の委嘱及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委嘱

シルバー交通指導員は、次の各号に適合する者の中から警察署長が選考して、地区交通安全協会会長と連名の委嘱状（別記様式第1号）を交付して委嘱するものとする。

- (1) 原則として選考を行う警察署長が管轄する区域内に居住する者であること。
- (2) おおむね60歳以上の健康な者であること。
- (3) 第5に規定する任務を行うに必要な、熱意と識見を有するものであること。

第3 任期

- 1 シルバー交通指導員の任期は、1年とし、再任することができる。
- 2 シルバー交通指導員に欠員を生じたときは、直ちにこれを補充するものとする。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 活動区域

シルバー交通指導員の活動区域は、原則として、当該シルバー交通指導員の居住する地区とする。

第5 任務

シルバー交通指導員は、活動区域内において次の任務を行うものとする。

- (1) 要所に立哨しての街頭指導
- (2) 交通ルール違反等危険な行為をする高齢者に対する個別指導
- (3) 高齢者集合時における「指導の手引き」等を活用しての指導
- (4) 交通環境又は交通安全施設に関する意見、要望の連絡、通報
- (5) その他交通安全活動に関する事項の推進

第6 心得

シルバー交通指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 任務は、奉仕活動の一環として行うものであることを自覚すること。
- (2) 交通法規等を遵守し、他の模範となるように努めること。
- (3) 街頭指導に当たっては、歩道等安全な場所を選定し、シルバー交通指導員自らが交通事故にあわないように留意すること。

第7 警察署長の指導等

- 1 警察署長は、管内のシルバー交通指導員に対し、任務が適切に遂行されるよう必要な知識、技能の教育を行うとともに、シルバー交通指導員自らが交通事故にあうことのないよう従事方法について、指導するものとする。
- 2 警察署長は、シルバー交通指導員から意見、要望を受理したときは内容

を検討し、措置可能なものは直ちに措置するほか、関係機関・団体に関する事項は、その旨連絡するものとする。

第8 報告

- 1 警察署長は、シルバー交通指導員を委嘱したときは、「シルバー交通指導員委嘱名簿」(別記様式第2号)により、シルバー交通指導員を解嘱したときは、直ちに後任者を委嘱し、「シルバー交通指導員委嘱替名簿」(別記様式第3号)により、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告すること。
- 2 警察署長は、シルバー交通指導員に関する特異事項についてはその都度本部長に報告すること。

第9 解嘱

警察署長は、シルバー交通指導員が健康、その他の事由により、シルバー交通指導員としての活動ができなくなったときは解嘱することができるものとする。